

消費生活相談員資格試験の運営に関する論点

1 試験実施回数・時期、実施場所の考え方

(1) 試験実施回数・時期

- ・試験の実施回数は、持続可能な制度とすることや受験希望者の受験機会の確保及び均等化を図る観点から、毎年1回以上、実施することにしてはどうか。
- ・試験の実施時期は、受験希望者の受験機会の公平性を確保できるよう、登録試験機関が設定することとしてはどうか。

(2) 実施場所

- ・試験の実施場所は、消費生活相談員資格保有者の地域偏在の解消を図るため、地方でも試験を実施するなどの配慮が必要ではないか。
- ・登録試験機関は、試験地別の受験者数を予測し、想定される受験者数が収容可能で、交通の利便性が確保できる十分な規模の施設を試験会場として選定することが望ましいのではないか。また、障がいを持った受験者がいる場合に配慮した施設を選定することが望ましいのではないか。

2 受験手数料・収納方法の考え方

(1) 受験手数料

- ・受験手数料は、明確な積算根拠に基づき設定され、受験者等から照会があった場合には説明責任を果たすべきではないか。
- ・受験手数料の設定後においても、必要以上の収入が生じていないかを検証し、これを見直していくことで手数料の適正化に努めるべきではないか。

(2) 収納方法

- ・受験手数料の収納方法は、登録試験機関が定める試験業務規程に基づき、登録試験機関が指定する方法により収納することとしてはどうか。
(例：銀行口座振込、クレジットカード決済、コンビニ決済)

3 合格者証の交付・再交付と合格者名簿の作成・管理

(1) 合格者証の交付・再交付

- ・資格を取得した者に対し、付与した資格を証明する合格者証を交付するのが適切ではないか。
- ・合格者証は、国より提示されるフォーマットに従い交付するのが適切ではないか。また、合格者証を紛失等したときは、再交付を申請することができることとしてはどうか。

(2) 合格者名簿の作成・管理

- ・試験事務及び消費生活相談員の登録に関する事務を遂行するため、登録試験機関は試験合格者に係る名簿を作成・管理するべきではないか。

4 終了した試験の問題及び試験結果の公表

- ・登録試験機関は、受験者数、合格者数、試験問題、正答について、登録試験機関のウェブサイトに掲載する等の方法により公表することも検討すべきではないか。

5 不正受験者への対応方針

- ・試験において不正な行為のあった者に対しては、受験を中止させ、退場させることができるものとするのが適切ではないか。
- ・試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができるものとするのが適切ではないか。

6 試験業務に関する帳簿及び書類の管理方法

(1) 試験業務に関する帳簿

- ・試験業務に関する帳簿は、試験年月日、試験地、合格者の受験番号・氏名・生年月日・住所その他試験に関し必要な事項が記載してあるものとしてはどうか。
- ・試験業務に関する帳簿は、試験事務を廃止するまで保存するのが適切ではないか。

(2) 試験業務に関する書類

- ・試験業務に関する書類等は、試験の受験申込書及び添付書類、終了した試験の問題及び答案用紙としてはどうか。
- ・試験業務に関する書類等は、試験を実施した日から3年間を下限として保存するのが適切ではないか。

(3) その他

- ・帳簿及び書類の保存は、確実かつ情報漏えい防止に必要な安全管理措置が図られる方法により行うものとするべきではないか。

7 その他内閣府令案等に関する事項

(1) 試験の実施細目【第10条の3第5項】（「前二項に定めるもののほか、試験の受験手続その他の実施細目は、内閣府令で定める。」）

- ・内閣府令で次に掲げるものを定めてはどうか。
 - ①試験の回数等
 - ②受験手続（受験申込書の提出等）
 - ③資格試験の方法
 - ④合格証の交付
 - ⑤合格証の再交付

(2) 試験業務の信頼性の確保のための措置【第11条の13第1項】（「登録試験機関は、試験業務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書の作成その他の内閣府令で定める試験業務の信頼性の確保のための措置を講じなければならない。」）

- ・内閣府令で次に掲げるものを定めてはどうか。
 - ①試験業務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。
 - ②前号に掲げる文書に記載されたところに従い試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。
 - ③試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
 - ④終了した試験の問題及び当該試験の合格基準を公表すること。
 - ⑤試験業務以外の業務を実施する場合には、試験の公平性を損なうものではないこと。
 - ※ 公平性を損なう業務としては、特定の受験者に著しく有利だったり、合格に直結するような内容の講座を実施することが考えられる。消費生活相談員としての一般的な知識等を教授するものは該当しない。

（３）試験業務規程で定める事項【第 11 条の 15 第 2 項】（「試験業務規程には、試験業務の実施方法、試験の信頼性を確保するための措置、試験に関する料金その他の内閣府令で定める事項を定めておかなければならない。」）

- ・内閣府令で次に掲げるものを定めてはどうか。
 - ①試験業務を行う時間及び休日に関する事項
 - ②試験業務を行う場所及び試験地に関する事項
 - ③試験業務の実施方法に関する事項
 - ④試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項
 - ⑤試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項
 - ⑥終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表に関する事項
 - ⑦試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項
 - ⑧不正受験者の処分に関する事項
 - ⑨試験業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
 - ⑩その他試験業務の実施に関し必要な事項

（４）登録の更新【第 11 条の 12 第 1 項】（「登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。」）

- ・政令で更新期間を 5 年間としてはどうか。

消費者安全法（平成21年法律第50号）（抄）

第10条の3第3項第4号

（第1項及び第2項 略）

3 第一項の消費生活相談員資格試験（以下単に「試験」という。）は、消費生活相談を行うために必要な知識及び技術を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目
- 二 消費者行政に関する法令に関する科目
- 三 消費生活相談の実務に関する科目
- 四 その他内閣府令で定める科目

（第4項及び第5項 略）

第10条の3第5項

（第1～4項 略）

5 前二項に定めるもののほか、試験の受験手続その他の実施細目は、内閣府令で定める。

第11条の13第1項

登録試験機関は、試験業務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書の作成その他の内閣府令で定める試験業務の信頼性の確保のための措置を講じなければならない。

（第2項 略）

第11条の15第2項

（第1項 略）

2 試験業務規程には、試験業務の実施方法、試験の信頼性を確保するための措置、試験に関する料金その他の内閣府令で定める事項を定めておかななければならない。

（第3項 略）

第11条の12第1項

登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（第2項 略）